

第79回国民スポーツ大会(わたSHIGA輝く国スポ)における 帯同コーチおよびトレーナー(コンディショニングコーチ)視察員について

I 帯同コーチ

- 1 帯同コーチについて
 - (1)監督を補助する目的で、競技運営・選手の行動が円滑に進むように、帯同コーチを認める。
 - (2)国スポ正式参加者とならないので、大会プログラム等には氏名は記載されない。
- 2 帯同コーチの人数について
 - (1)監督の配置数が、参加種別数に対して不足するチームに限る。
 - (2)競技中フィールド内の監督・帯同コーチは各種別に1名とする。
- 3 帯同コーチの資格について
 - (1)日本スポーツ協会の公認スポーツ指導員制度に基づく資格は不要。
 - (2)本年度の全日本アーチェリー連盟に、加盟団体から会員登録済みの者。
 - (3)申し込みチームと本連盟登録した都道府県が同一であること。
- 4 帯同コーチの行動内容について
 - (1)大会プログラム等への氏名の記載はない。したがって、入賞時の賞状への記名はない。
 - (2)選手に同行して競技会場・練習会場内への立ち入りを認める。
 - (3)監督会議の出席は認めるが発言はできない。
 - (4)競技中の各種別の監督・コーチはいずれか1名とする。
 - (5)帯同コーチIDカードは、行動時には必ず見えるようにしておくこと。
- 5 帯同コーチの服装について
帯同コーチは選手・監督と同様のユニホームを着用すること。
- 6 帯同コーチの申請手続きについて
 - (1)申請は9月3日(水)までに、「全日本アーチェリー連盟事務局」に申請すること。(文書交換システム)
 - (2)帯同コーチ申請書(国スポ第2号様式)により申請し、IDカードは愛荘町実行委員会が発行する。
 - (3)やむを得ず期日までの申請が遅れた場合は、全ア連事務局に連絡のうえ指示を受けること。
 - (4)大会当日の受付は、原則行わないので注意すること。
- 7 帯同コーチIDカードの配布・返却について
 - (1)申請者には、帯同コーチ受付において本人確認と本連盟会員証を確認のうえ配付する。
 - (2)帯同コーチIDカードの使用は、当該チームの競技終了までとする。
 - (3)当該チームが競技を終了した場合は、帯同コーチ受付へ必ず持参返却すること。
 - (4)帯同コーチIDカードは適正に使用すること。(IDカードの貸借は厳禁)
不正使用があった場合、以後の帯同コーチは認めない。
- 8 帯同コーチの宿泊について
配宿センターへの申込はできないので、各自で手配すること。
- 9 監督の配置について
「監督配置一覧表」参照のこと。

II トレーナー(コンディショニングコーチ) ※以下”トレーナー”とします

- 1 トレーナーについて
 - (1)選手のコンディショニングを整える目的で、トレーナーの選手休憩エリアへの入場を認める。
競技エリアへの入場は認めない。
 - (2)国スポ正式参加者とならないので、大会プログラム等には氏名は記載されない。
- 2 トレーナーの人数について
 - (1)各都道府県男女各一名までとする。
- 3 トレーナーの資格について
 - (1)公認アスレチックトレーナーなどの有資格者が望ましい。
- 4 トレーナーの行動内容について
 - (1)施術は自身の都道府県に与えられた椅子やテーブルの置かれている範囲内で行うことができる事のみとする。
※ベッドなど大型の機器使用に伴う施術をする場合は、競技会場外で行うこと。
 - (2)トレーナーIDカードは、行動時には必ず見えるようにしておくこと。
- 5 トレーナーの服装について
 - (1)一般の方との混同を避けるために選手・監督と同様のユニホーム、または所属都道府県名が明記された服装を着用すること。

- 6 トレーナーの申請手続きについて
(1) 申請は9月3日(水)までに、「全日本アーチェリー連盟事務局」に申請すること。(文書交換システム)
(2) トレーナー申請書(国スポ第5号様式)により申請し、IDカードは愛荘町実行委員会が発行する。
(3) やむを得ず期日までの申請が遅れた場合は、全ア連事務局に連絡のうえ指示を受けること。
(4) 大会当日の受付は、原則行わないので注意すること。
- 7 トレーナーIDカードの配布・返却について
(1) 申請者には、トレーナー受付において本人確認のうえ配付するので身分証明が可能なものを準備すること。
(2) トレーナーIDカードの使用は、当該チームの競技終了までとする。
(3) 当該チームが競技を終了した場合は、トレーナー受付へ必ず持参返却すること。
(4) トレーナーIDカードは適正に使用すること。(IDカードの貸借は厳禁)
不正使用があった場合、以後のそのチームの会場内での選手へのコンディショニングは認めない。
- 8 トレーナーの宿泊について
配宿センターへの申込はできないので、各自で手配すること。

Ⅲ 視察員

- 1 視察員のIDカード申請及び受付等について
(1) 申請は、愛荘町実行委員会の「来会(視察)意向調査」で行い、申請者に視察員IDカードを発行する。
(2) 意向調査の回答は、9月10日(水)までに愛荘町実行委員会に行くこと。
(3) 視察員とは、5年後までの後催県(80回青森国スポ・81回宮崎国スポ・82回長野国スポ・83回群馬国スポ・84回島根国スポ・)の県および市町実行委員会と協会(連盟)の関係者とする。
(4) ただし、85回奈良国スポならびにそれ以後の開催予定県(86回国スポ以降)の視察申請については、事前に愛荘町実行委員会に問い合わせること。
(5) やむを得ず期日までの申請が遅れた場合は、大会前日までには愛荘町実行委員会に連絡のこと。
(6) 当日の申請やその他の理由での視察は、原則受け付けないので注意のこと。
(7) 視察員IDカードの使用は、各団体の視察日程の期間とする。視察終了した際には受付に必ず返却のこと。
- 2 視察員IDカードの使用及び服装について
(1) 視察員IDカードの使用について、行動時には必ず見えるようにしておくこと。。
(2) 視察員IDカードは、適正に使用すること。(IDカードの貸借は厳禁)
不正使用があった場合、以後の視察は認めない。
(3) 服装は一般の方との混同を避けるため、視察員であることの確認ができる開催県名がいずれかに明記された服装が望ましい。